

杵築市分別収集計画

令和元年6月

大分県杵築市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市の状況は、別府市・日出町とともに運営を行っている別杵速見地域広域市町村圏事務組合（藤ヶ谷清掃センター）の最終処分場の残余年数が、令和5年度までであり、ごみ減量化、焼却灰・飛灰の減少に取り組んでいるがその後の候補地の目途はたっておらず、切迫しておりさらなるごみの減量が求められる。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- ・ごみの減量化・リサイクル率の向上により、埋め立て処分量の減量を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す予定。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、スチールエアゾール缶、ガラス製容器（無色、茶色、その他、リターナブルビン）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	1,318.3t	1,303.8t	1,289.5t	1,275.3t	1,261.3t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 当市廃棄物減量等推進審議会などの助言を受け、リサイクル活動を推進する。
- ・ 学童や関係する審議会等を中心にリサイクルの取り組みや処理施設の見学などの促進。
- ・ 出前講座などの普及啓発の充実。
- ・ 市広報誌、ケーブルテレビ、回覧などを活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出抑制を求め、生ごみの水切り・分別収集による再利用・再資源化の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する認識をさらに深めてもらう。
- ・ 最終処分場の延命や、自治体の経費の削減努力等に取り組みさらにごみの排出抑制、過剰包装の抑制を推進する。
- ・ 販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底。
レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策を進め、スーパーマーケット等小売店で容器包装用の包装を簡素化し、現在取り組んでいない販売店への推進を行う。
- ・ リターナブルビン、スチールエアゾール缶を再使用・再資源原材料として利用する促進することをさらに進める。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次頁左欄のように定める。

また、市民の協力度、杵築市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 スチール製のエアゾール缶	缶
主としてガラス製の容器 (無色・茶色・その他の色) リターナブルビン (一升ビン・ビールビン)	ガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
主としてスチール製の容器	10.8 t		10.7 t		10.6 t		10.4 t		10.3 t	
主としてアルミ製の容器	32.1 t		31.8 t		31.4 t		31.1 t		30.7 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	40.6 t		40.2 t		39.7 t		39.3 t		38.8 t	
	(引渡)量 40.6 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 40.2 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.7 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.3 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 38.8 t	(独自処理)量 t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	40.3 t		39.9 t		39.5 t		39.0 t		38.6 t	
	(引渡)量 40.3 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.9 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.5 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.0 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 38.6 t	(独自処理)量 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	16.6 t		16.5 t		16.3 t		16.1 t		15.9 t	
	(引渡)量 16.6 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 16.5 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 16.3 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 16.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 15.9 t	(独自処理)量 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料ととしてアルミニウムが利用されている者を除く。）	0.8 t									
主として段ボール製の容器	70.5 t		69.7 t		68.9 t		68.2 t		67.4 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	40.8 t		40.4 t		39.9 t		39.5 t		39.1 t	
	(引渡)量 40.8 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 40.4 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.9 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.5 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.1 t	(独自処理)量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み。

平成25年度から平成29年度5ヶ年の実績（平均）×人口変動率

人口変動率は、合併後（平成17年度から平成30年度）の杵築市住民基本台帳人口における人口から勘案し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
28,601人 (対前年度比) 98.9%	28,287人 (対前年度比) 98.9%	27,975人 (対前年度比) 98.9%	27,668人 (対前年度比) 98.9%	27,363人 (対前年度比) 98.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶容器	缶類	委託業者による定期収集	委託業者
	アルミ缶容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラス製容器	委託業者による定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在アルミ缶、スチール缶、エアゾールスチール缶は選別回収後、杵築市資源物ストックヤード敷地内に集積。磁気選別機にて選別を行い圧縮、梱包を行い資源物回収業者が買い取りを行っている。

飲料用紙パック、段ボールについても同様。

ペットボトルについては、選別、圧縮、梱包後に全量「日本容器リサイクル協会」と契約を結び引取り業者へ引渡を行う。また、ガラスびんも色別に選別後、ペットボトルと同様に引渡を行う。

段ボール、紙製容器についても同施設にて集積後定期的に業者が搬出を行いまた、リターナブルビンとして、一升ビン、ビールビンも収集保管後資源物回収業者が買い取りを行っている。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を活用し推進体制を整備する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。